

## 第731回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成17年4月25日(月)午後3時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長，櫻井委員，鈴木委員，牛尾委員，山田委員，白石教育長

### 4 説明のため出席した者

鈴木教育次長，矢吹教育次長，吉田教育次長(スポーツ振興担当)，  
東野参事兼総務課長，菅原教育企画室長，藁科福利課長，神山教職員課長，  
菅原義務教育課長，村上障害児教育室長，黒川高校教育課長，熊谷施設整備課長，  
菊地スポーツ健康課長，佐々木参事兼生涯学習課長，加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後3時00分

### 6 第729回及び第730回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

### 7 第731回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 鈴木委員及び牛尾委員を指名  
議事日程は配付のとおり

### 8 専決処分報告

#### (1)「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」

(説明：教育長)

改正の内容は，人事委員会規則の一部改正があり，人事委員会規則の特別休暇の規定が号ずれを起こしたために，引用している文言の整理を行ったものである。

専決した理由は，人事委員会規則の一部改正が人事委員会で決定されたのが昨年度末の3月25日であり，この規則の施行期日である4月1日までの間に教育委員会の会議を開くことができなかつたためである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)了承。

#### (2)「教育功績者表彰について」

#### (3)「平成17年度宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について」

### 9 議 事

第1号議案「職員的人事について」

## 第2号議案「宮城県図書館協議会委員の人事について」

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(2)及び(3)並びに第1号議案及び第2号議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

## 第3号議案「宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定について」

(説明：教育長)

宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定についてであるが、規則制定に当たっては、法律があり、条例があり、そして規則ということになるが、平成14年12月13日に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、国民の利便性向上と行政の簡素化を図ることを目的として作られており、平成15年2月3日に施行となっている。法律の主な内容であるが、二つあり、一つには、法令の規定により書面により行うこととされている国・地方公共団体等への申請・届出等については、電気通信回線(インターネット)を利用して行うことが可能になったことと、二つ目としては、国・地方公共団体等においては、こうしたインターネットによる申請等を可能にする情報システムの構築に努めなさいということが内容となっている。

この法律を受け、県では平成17年3月25日に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を公布し、県レベルでのインターネットによる申請・届出等の利用を推進することとしたというものである。この条例では、施行に必要な事項については各実施機関で規則で定めることとされていることから、この教育委員会においても規則を定める必要があるために、今回規則を作って提出するものである。

教育委員会に係る規則の案については、さる17年3月31日に公布された知事部局に係る規則があり、その規則の例によることとしている。主な内容であるが大きくは二つあり、どういった申請手続等がインターネットを利用してできるかについては告示で定めようということにしている。それから二つ目としては、本人確認が必要な場合は申請者が電子署名を行い、県は認証局に照合し本人確認を行うことにするというものである。インターネットを利用した申請から審査結果通知までの流れについては、説明資料を参照願う。

本条例の施行日については、当該条例の施行期日を定める規則で定めることとされており、具体的には、県の電子申請システムの稼働が可能となる17年5月13日の施行とされる予定である。

なお、当委員会における電子申請の対象として告示を予定しているものとしては、具体的に言うと一つは、情報公開条例の開示請求、それから二つ目は、県美術館の観覧料及び使用料の減免申請、それから三つ目は、東北歴史博物館の観覧料減免申請というものを考えている。

この告示は、条例施行日と同じ5月13日を予定している。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり決定。

## 第4号議案「高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について」

(説明：教育長)

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正についてであるが、今回の提案については、高等学校等育英奨学資金貸付に係る保証人に関するものである。

内容としては、保証人の規定があり、この規定から「県内に住所を有し、」という言葉削除し、保証

人の住所について県の内外を問わないものとしたということである。

その理由であるが、昨年9月に実施した中学校3年生を対象とした予約奨学生の募集に際して、県境付近に住んでいる家庭あるいは転勤などにより他県から転入した家庭の方から「宮城県内には保証人を頼める親族がなく他県の親族を保証人とすることはできないか。」と言った意見が寄せられており、また、現在、実施している高校1年生を対象とした在学募集でも同様の意見が寄せられているものによるものである。

当初、教育委員会としては、将来の償還を踏まえ保証人について「県内に住所を有する者」と規定したが、先程申し上げたような県内では保証人を選任することが困難な家庭の生徒に対しても奨学資金の貸付申請などの機会を提供することが必要だろうと考え今回の改正を提案するものである。

(質疑)

牛尾委員： 確認であるが、県内に住所を有していることを削除することは、国外でも良いのか。

教育長： そうである。

委員長： (委員全員に諮って)事務局案のとおり決定。

#### **第5号議案「宮城県指定文化財の指定について」**

(説明：教育長)

宮城県指定文化財の指定であるが、無形民俗文化財あるいは天然記念物に指定したいということである。

まず、無形民俗文化財であるが、これは登米市豊里町の上町法印神楽を県指定無形民俗文化財に指定するという。それから、角田市高倉の高蔵寺の大杉一対ほか3件を県指定天然記念物に指定することについて承認を得ようとするものである。

このことについては、去る3月14日付けで宮城県文化財保護審議会に諮問しており、3月18日に開催された審議会において審議してもらい、同日付けで審議会会長の方から「いずれも県指定文化財に指定することが適当である」旨の答申をもらっているものである。

この承認を得れば、指定無形民俗文化財が43件、天然記念物が26件となり、県指定文化財の総数は220件となる。

詳細については、担当課長から説明させる。

(説明：文化財保護課長)

指定物件について説明する。

まず、無形民俗文化財の民俗芸能上町法印神楽である。これは、登米市豊里町上町の稲荷神社の例大祭に演じられる芸能である。その起源は定かではないが、他の法印神楽と同様江戸中期以降に山伏によってもたらされたものと考えられている。笛、太鼓による造楽、あるいは舞手の動作といったものが法印神楽の伝統的な姿を良く伝えており、高い伝承形態を保っている。また、保存会活動が活発に行われており、現在演じられている18演目のほかにも演目の復元も研究中である。さらに、将来の担い手を養成するために地元の小中学校に伝承する活動なども行っている。

次に、天然記念物の植物4件の指定について申し上げる。

1件目は、高蔵寺の大杉一対である。このスギは、角田市高倉の国指定重要文化財「高蔵寺阿弥陀堂」の両側に生育しており、周囲の環境と一体となって荘厳な雰囲気醸し出している。特に、阿弥陀堂左側にある「大杉」と呼ばれるスギは県内の巨木順位10位であり、樹齢800年とされている。また、このスギに限らず根のはる範囲が樹木の枝が張り出している範囲とほぼ同様であるとされているので、枝割りの範囲を指定の範囲とすることが良好な樹勢を維持するために望ましいと考えられている。

2件目は、高蔵寺のカヤ群生林である。カヤは日本固有の植物であり、自然分布は宮城県中部以南に見られる。高蔵寺のものは、50アールの範囲に80本あまりが生育する自然林であり、北限に近い場所にも当たる。しかも、樹齢も300年から400年、幹周り3m以上の巨木もあり、樹勢は良好で、県内はもとより国内でも希と思われる。

3件目は、嘉右衛門山の逆さケヤキである。本ケヤキは、樹齢300年といわれており、地表面から5本の幹に分かれている。1本の木とすると県内の巨木順位では1位となる。国内でも希な巨木と行うことができると思われる。これが、たとえ5本が集まった木ということになっても、それが1本に見える特別な形をしている。また、枝の枝なりの面積も県内最大と行うことができ、壮大な美しさを誇っている。地元では、様々な伝説とともに保護されている。

4件目は、東陽寺のイチヨウである。このイチヨウは、東陽寺本堂裏に生育し、県内の巨木順位は13位、樹齢500年と言われている。幹が落雷で折れた後に生えた枝が太く幹のように伸びている。気根が乳のように垂れ下がっており、乳イチヨウとしても参拝者が多く見られる。県内のほかの指定樹木と比べて遜色がなく、また、いわゆる伊達騒動にも関連した言い伝えもある。

(質疑)

櫻井委員 無形文化財になるとどのような県からサポートがあるかということ具体的に教えてほしい。もう一つは、今のところ後継者もしっかりしてずっと続くと思うが、無形文化財でありうるという資格というようなものは内部審査されるのか。

文化財保護課長 まず、指定になると普通に沢山ある文化財の中からこれはというものをそれぞれの段階での指定を行うので、県として特に大事になったということで、例えば道具が不足したり、あるいは後継者不足ということになったときには、資金援助、補助金ということもあり得るし、学識経験者の方を動員したような内容的な人的援助、指導そういうものを深めていくことができると考えている。

それから、特にこういう状態になったら指定の意味がなくなるというのはないような方向にできるだけもって行きたいと思っているが、今の民俗芸能などは保存会を中心に活動しており、その中でも大分以前に保存会の後継者がいなくなって保存会の活動自体を中止しているところもある訳であるが、特に今回指定したところなどは小中学生も取り込んで色々な地域の地元の芸能に関心をもってもらうということで、子供達なので10年後、20年後、30年後今後とも長く後継者として活躍してもらえるものと逆に期待しているので、そういう意味では数十年活動していくと感じている。

委員長 樹齢の測り方であるが、そのところに残っている古文書とかそういうもので見るとも知れないが、今はもっと科学的な方法はないのか。

文化財保護課長 具体的に科学的な方法というのは分からないが、宮城県緑化委員会というようなところなどで県内の古木を調査し、ある程度客観的な要素で樹齢を決めてもらっているようである。

山田委員 私の地元の白石のケヤキも入っておりびっくりしているが、選考過程というか基本的には地元からの要望とかそういうものが基準になって選考に持っていくのか。

文化財保護課長 特に条例で細かく定めているということではないが、地元の方に関心を持ってもらって長くお付き合いをしてもらう必要もあるので、地元的所有者なり教育委員会の方から申請を上げてもらい審議をして指定をさせてもらうという流れを作っている。

山田委員 白石の場合も白石から要望があって審査に登ったということか。

文化財保護課長 　　そうである。

鈴木委員 　　このことに関してではなく、文化財、建造物等の県全体の指定、県全体を見て指定が必要だという埋もれた文化財というものが随分あるような気がするが、それはそのまま朽ち果ててしまう前に是非救ってやりたいという気持ちを誰でも持っていると思うが、今山田委員が言ったように地元からの申請がなければこういう指定にならないというのではなく、県文化財でそういう朽ち果ててほしくないような建造物というのは押さえてあるのかということと、それはやはり県としても先んじてピックアップしていくシステムというものは作れないものか聞きたい。

文化財保護課長 　　特に建造物については、大分以前から町の教育委員会も含めてであるが、それぞれの地域に古い建物が残っていないかという調査をしたことがある。ただ、それ以降その調査で漏れた発見もあるので、あまりしょっちゅうという訳にはいかないが、時々はその地域を巻き込んで新しい発見がないか、あるいは貴重な建物が朽ち果てようとしていないかどうかという調査は少しずつはしている。

鈴木委員 　　そういう調査をするためにはかなり予算がきついのか。

文化財保護課長 　　必ずしも予算がかかることだけではないので、色々な用事の際に地元の方と意見交換したり、指定する段取りとしては地元の方から上げてもらうことであるが、私どもの方に先に情報が入ったときは、必ず市町村に情報を流して逆に県教委からお願いして市町村で関心を深めてもらって書類を上げてもらうというような形も取っているので、できるだけ一般的な活動の中で予算もあまりないところであり、予算を使わないで何とか調べていきたい。

委員長 　　(委員全員に諮って)事務局案のとおり決定。

## 10 課長報告等

### (1)平成17年度特殊教育諸学校高等部専攻科入学者選考結果について

(説明：障害児教育室長)

平成17年度宮城県立盲・聾・養護学校高等部及び専攻科入学者選考における出願状況及び合格状況について報告する。

盲学校、ろう学校、船岡養護学校、西多賀養護学校の4校の高等部については、1次出願者39名のうち31名が合格している。不合格の8名は、西多賀養護学校で過年度卒業で、募集定員9名で新卒者8名を受け入れ、余裕枠1名分の過年度卒業者の受け入れに対して9名が応募したものである。盲学校、ろう学校、船岡養護学校は2次募集を行ったが、盲学校、ろう学校については2次出願者はなかった。

次に、知的障害養護学校高等部について説明する。第1次では合格者211名であるが、岩沼高等学園と小牛田高等学園は定員を超える出願者があり、併せて35名の不合格者が出ている。そのうち33名が県立養護学校第二次募集あるいはその他に合格し、進学が決定している。その内訳は、二次募集を行った光明養護学校ほか五つの県立知的障害養護学校に27名、肢体不自由の船岡養護学校に2名、飯野川高校十三浜校に1名、私立のいずみ養護学校に3名となっている。

なお、資料の知的障害養護学校第二次合格者の欄は28名となっているが、これは第一次を受検せず第二次のみ受検した1名が含まれていることによるものである。

不合格者のうちの残り2名については、1名が就職を目指してハローワークに相談中、1名が来年度の再受検を目指して自宅待機ということになった。

専攻科については、盲学校、ろう学校を合わせて20名が合格している。盲学校保健医療科は、定員8名に対して10名の出願があったが、第二希望の医療科に合格となった2名を含めて全員が合格している。

なお、専攻科も盲学校保健医療科以外は定員に満たなかったため、二次募集を行ったが出願者はなかった。

(質疑)

櫻井委員：岩沼高等学園や小牛田高等学園を不合格になった35名の進路が書いてあるが、やはり通学の利便とかも考えてあまり遠いところに行かないような配慮がされているのか。

障害児教育室長：当然スクールバスは通っているが、自宅から通える範囲ということでそれぞれが希望してその受け入れを行ったところである。

牛尾委員：そういうことであれば小牛田の場合、16の募集に40とかなり倍率が高いがその理由は何か。

障害児教育室長：小牛田高等学園と岩沼高等学園もそうであるが、職業的自立を目指した養護学校であり、それでいわゆる障害の程度が軽い生徒が多数希望している。あるいは、通常の学級からも小牛田高等学園に希望している者もあり、出願者が増えたと掘っている。

鈴木委員：同じ小牛田高等学園であるが、4名定員よりオーバーであるがそれでも指導は可能なのか。

障害児教育室長：その辺のところは学校と十分話し合いを行った上で合格者を決定している訳であるが現在の職員体制及び施設等の状況において校長の判断で十分対応できるということでは理解している。

牛尾委員：例えば、小牛田とか岩沼の場合、職業的自立のニーズに応えられるということで、そういうニーズがあるということであるが、県としてこういうニーズにどう対応していくかである。

障害児教育室長：定員に限られており、今後児童生徒のニーズを十分踏まえながら、今後どのような対応をしなければならないのかについては、これからの検討課題であると捉えている。

櫻井委員：岩沼高等学園は新しい。私が受け持っていた子も行っているが、宿泊施設が寮のようなものもある。新しいとか古いとか、寮があるかどうかとか、そういうのもかなり人気を左右するようである。今後、新しいところを増やしていくような考えは持っているのか。

障害児教育室長：この辺については要望があるのは確かである。今後、児童生徒とか先程委員が言ったニーズを踏まえながら、岩沼高等学園のような養護学校の設立等については、本当に大きな検討課題であると思っている。

## (2)平成17年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明：高校教育課長)

平成17年度入学者選抜の結果について説明する。

「1 総括」について、推薦入試、一般入試の出願者・受検者については平成16年度内にそれぞれ報告・説明を行っているため、説明は省略する。まず、第二次募集について説明する。第二次募集については、平成17年度入学者選抜から定員に1名でも欠けた場合には必ず実施ということになり実施している。その結果、平成17年度については全日制課程では、39校57学科、定時制課程では12校17学科で実施した。第二次募集の募集人員については、全日制743名、定時制513名であった。昨年度と比較

すると全日制の受検者数，合格者数とも平成16年度よりも減少している。また，定時制の受検者数，合格者数とも16年度と比較すると17年度は減少している。この結果，推薦から第二次募集までを含めた全てについて募集定員に対する充足率は全日制課程97.6%，定時制課程59.0%ということになった。全日制課程の充足率は昨年度と比較すると0.6%下がっている。定時制課程については，4.2%上回っているという状況である。

「2 学科別出願者数・合格者数等」と「3 学区別出願者数・合格者数等」については，これも既に報告・説明を行っているので省略する。

「4 学力検査の結果について」であるが，これは全日制・各教科の受検者全員の平均点である。平成17年度の国語については52.7，社会55.1，それから数学Aとなっているが，これは学校選択問題Aを含む数学ということである。これが31.5，それから学校選択問題Bを含む数学の問題については51.6，それから理科49.2，それから学校選択問題Aを含む英語の問題33.3，それから学校選択問題Bを含む英語の問題50.8である。昨年と比較すると社会，数学A，数学B，理科についてやや点数が上昇している。数学と英語については昨年から学校選択問題を実施しており，どちらも数学，英語ともAとBを比較するとBの方が平均点が高くなっている。これは，学校選択問題のAとBの問題が質的に違うことでこのような差が出たものと考えられている。それから，受検生の5教科総点の平均である。これについては，数学，英語について学校選択問題の導入もあり，総点の平均を求めることにどれだけの意味があるのかとの意見もあるが，選択の違いを無視して県全体をまとめて単純な平均として参考までに記載しているが，それで言うと全日制で238.9点，定時制で122.3点となった。その結果として，昨年に比べて全日制では6.9点下回っている状況である。

「5 学校選択問題の選択状況」については，全日制・定時制合わせて，数学Aの受検者が8,608人，Bの受検者が6,724人であり，A問題の受検者数がBの受検者を上回っている。この傾向は英語についても同じであり，英語Aも受検者数がBの受検者を1,960人上回っている。その結果として，昨年はB問題の受検者が多かったが，今年度はA問題の受検者数が多かったということで逆転が起こっている。学校数で言うと，全日制では数学Aを選択した学校が52校，Bを選択した学校が30校，英語Aを選択した学校が53校，Bを選択した学校が29校ということである。

「3%枠の適用に関する結果」についてである。平成17年度入学者選択における3%枠設定人数は309名で，昨年度と比べ12名減っている。これに対して，予備調査段階での3%枠への出願者数は148名となり，昨年より68名減っている。また，推薦入試についての3%設定枠は215名であり，これに対して出願者は昨年と比べて33名減の123名，合格者についても17名減の74名と減っている。一般入試についても出願者が39名で昨年度と比べて7名減，合格者が25名で昨年度と比べて12名減となっている。この結果，推薦と一般入試を合わせると出願者数162名昨年比40名減，それから合格者数99名同じく昨年度比29名減となっている。

なお，3%枠が充足された学校については，仙台第一高校，第二女子高校，第一女子高校，宮城野高校，松山高校の5校で昨年度は8校であった。それから，3%枠合格者数の多い地区については昨年度と同様，中部南地区と中部北地区での合格者数が多いという状況である。

(質疑)

牛尾委員	宮城の県立高校で足りはないのか。
高校教育課長	ない。
櫻井委員	選択問題で数学のAとBを選んだ学校を見ると，Bの方が進学校でAの方はそうではない学校という感じがするが，あまりにもAの平均点が悪い気がするがどう考えている

か。

高校教育課長 詳細な分析をまだ行っていないが、昨年度からこの選択問題を実施した。昨年度の分析によると選択問題での差はほとんどない。共通問題で差が開いているというのが昨年度の分析結果である。今年度も数学については大問は5問であり、うち選択問題は1問である。英語については大問は4問で、うち選択問題は1問である。今年度も果たして昨年度と同じように選択問題での差なのか共通問題での差なのかは今後の詳細の分析を待ちたいと思う。7月には報告できるのではないかと思う。

委員長 英語が昨年よりは随分落ちている。

高校教育課長 英語については昨年は大問が5問だったのが4問ということになり、表現力だとか思考力、判断力を問う問題が多かったということが一つの原因かと考えられる。

### (3)平成18年度県立中学校入学者選抜実施期日について

(説明：高校教育課長)

平成18年度の県立中学校入学者選抜の時期について説明する。

平成17年度の県立中学校の入学者選抜については、今年の1月22日土曜日に実施し、その結果出願倍率が定員の5.6倍になった。今月8日に入学者選抜に合格した80名が入学したばかりであるが、来年度の県立中学校入学者選抜の実施期日が決定したので説明する。

まず、1の「県外からの出願承認願の受付」については、平成17年1月14日月曜日から12月9日金曜日までということで4週間とり、平成17年度よりも受付期間を長く設定した。2の「入学願書・調査等の受付」、3の「適性検査実施日」、それから4の「選抜結果通知書の発送」いわゆる合格発表日については、日程のつながりもあるので、一括して説明する。県立中学校は県立高等学校に併設されている学校であるということから、適性検査実施を行う時にはその前後の期間中に、かなりの部分で県立高校の先生方の支援を受けざるを得ない。それらを踏まえ、1点目として県立中学校の適性検査実施日と県立高校の推薦入試の日程が重ならないこと、これを考慮した。ちなみに県立高校の推薦入試の実施日は18年度については1月31日火曜日である。2点目として県立中学校の適性検査実施日と大学入試センター試験日が重ならないことを配慮した。

その結果として、平成18年度の適性検査実施日が1月14日ということで、平成17年度よりも1週間早まった訳であるが、1週間早めたというのは平成18年度の大学入試センター試験の日程が、今年度の日程より1週間遅い1月21日土曜日、22日日曜日となり、県で想定していた適性検査実施日と重複してしまうからである。仮に、適性検査実施日を1週間遅くすると、先程言った1月31日の県立高校の推薦入試と日程が重複することになり、2月に入ってからの適性試験では入学者を決定する時期が遅くなり、2月中旬までに行うことになっている市町村教育委員会に対する在籍者の報告に支障をきたす恐れがあるほか、教職員の異動にも影響があるのではないかとということが懸念されるからである。入学者選抜の詳細については追って発表するが、現在の小学校6年生の生徒・保護者それから学校関係者に対して、受付期日と適性検査の実施日を早めに知らせて、進路指導に役立ててもらおうという観点から実施期日のみを先に発表するというようにした。

(質疑)

櫻井委員 県外からの出願というのは今年は何の位あったかということと、受付期間を延ばした理由について教えてほしい。

高校教育課長 今年は何県外からの出願はなかった。延ばした理由については、県外からの転勤等によ

る受検者についても出願の機会均等という観点から延ばしたということである。

#### (4) 東北歴史博物館特別展「古代の旅～人とももの通るみち～」について

(説明：文化財保護課長)

東北歴史博物館特別展「古代の旅～人とももの通るみち～」について説明する。

このテーマは、時代は奈良、平安ということになるが、当時既に都と地方を結ぶ公道が整備されており、公文書が行ったり来たりし、税が運ばれ、さらに多くの移民が強制的に移動するということもある。また、兵士が派遣されるということ、都で儀礼が行われる時に蝦夷と呼ばれる人達が参列するということもある。これらの道を通して全て行われた訳である。

今回の特別展ではこの奈良、平安時代の道とそれにまつわる制度がそういうものであったか、また、その道によって運ばれた人や物がどういう状況であったのか、さらには発掘調査によって各地で道路跡が実際に発見されており、その実態がいかなるものであったかということを紹介しながら古代の旅というものが政治、経済、文化に果たしていた役割を考えてみたいという企画で展示するものである。開期は4月19日から5月29日までの36日間となっている。

(質疑なし)

#### 11 次期教育委員会の日程について

平成17年5月23日(月)午後2時から

#### 12 閉会 午後4時20分

平成17年5月23日

署名委員

署名委員